



毎月 1 回 1 日発行
 発行 社団法人 全国防災協会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 3-11
 (パインランド日本橋ビル 5F)

電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者 加藤浩己 印刷所 (株)白 橋



2004年 5 月 撮影 (被災前)

2011年 3 月 撮影 (被災直後)



東日本大震災被災前後の写真 (宮城県気仙沼市) : (社)東北建設協会提供

目 次

水防法の改正について……………国土交通省水管理・国土保全局… 2
 『災害対策等緊急事業推進費』を活用した再度災害防止対策について
 -平成24年度第1回配分募集(4月2日～5月9日)-
 ……………国土交通省国土政策局広域地方政策課調整室… 5

改良復旧事業等の紹介
 平成23年7月新潟・福島豪雨に伴う改良復旧事業について……………新潟県… 7

各県コーナー 「石川県」……………14

査定官メッセージ 前 国土交通省水管理・国土保全局防災課 災害査定官より
 「1年間、大変お世話になりました」……………鈴木 和弘/井上 清敬…19

会員だより 「晴れの国の災害」……………岡山県 山田研二郎…20

防災課だより 人事異動……………26

協会だより……………28

水防法の改正について

国土交通省水管理・国土保全局

東日本大震災においては、大規模な津波災害が発生し、多くの尊い命が失われ、また、その中には住民の避難誘導活動等の水防活動に従事しようとして命を落とされた方々も含まれています。今後は、多数の人命を奪ったこうした東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、津波災害に対する備えを万全のものとしていかなければなりません。このような津波災害を克服するためには、「なんとしても人命を守る」という考え方のもと、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、津波防災を効率的かつ効果的に推進する必要があります。こうした中、水災に対処して、確実な避難の確保やそのための体制の整備等を行うことについては、水防法がその使命としているところであり、水災への対策の一環として、津波対策を強力に推進していく必要があります。したがって、同法に基づく津波対策を強化するため、同法の目的に「津波」を明記した上で必要な法制上の措置を講じることとし、今般、津波防災地域づくりに関する法律の制定に併せて、関係整備法により水防法を改正することとしました。以下、改正の概要を説明します。

一 目的規定等における「津波」の明記について（第1条、第2条第7項、第3条の2、第10条第1項、第16条第1項及び第29条関係）

これまで、水防法は、水災として「洪水」及び「高潮」を想定し、法文上「津波」を明記していませんでしたが、今般、東日本大震災を踏まえ、目的規定、洪水予報、水防警報等の水防活動の対象について定める規定等において「津波」を明記することとしました。なお、併せて、気象業務法及び気象業務法施行令を改正し、水防活動の利用に適合する予報等について定める規定でも「津波」を明記することとし

ました。

二 水防計画について（第7条第2項及び第33条第4項関係）

今般、津波対策を強化する趣旨から、目的規定等の法文上で「津波」を明記したところであり、津波災害のおそれのある地方公共団体の水防計画については、速やかに水防計画の見直しを行い、水防法に基づく津波対策に関する事項を明確かつ具体的に記載する必要があります。

また、消防団、水防団等の水防活動は、洪水、津波又は高潮による水災の防御、その被害の軽減等に大きな役割を果たすものですが、東日本大震災に伴う津波災害により、消防団等の現場で水防活動に従事する者の多くが犠牲となり、水防活動に従事する者（以下「水防活動従事者」という。）の安全確保の徹底を前提とした水防活動の実施の重要性があらためて認識されたところです。このため、水防計画について、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する水防活動従事者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならないこととしました。これを受けて、例えば、1つの消防分団等が担当する防潮扉等の数の見直し、水防活動を行う際の無線通信機器の携行やライフジャケットの着用等装備に関する事項の明確化、水防活動を行う際の退避ルールの確立など、地域の実情に応じて、速やかに水防計画の見直しを行う必要があります。なお、水防警報を発表するに当たっては、水防活動従事者の安全の確保に十分配慮する必要があります。また、水防活動従事者の安全確保に当たっては、水門等の自動化・遠隔化を進めることが特に重要となるので、水防管理団体は、これについて、水門等を管理する河川管理者又は海岸管理者に働きかけることが望ましいです。

三 河川等の巡視について（第 9 条関係）

津波防災地域づくりに関する法律第 2 条第 10 項の津波防護施設については、海岸堤防等と同様に津波災害を防止する観点から重要な施設であり、水防管理者等に対して巡視等を義務づけることとしました。

巡視については、津波防護施設が発生頻度が極めて低い津波に対応するものであることを考慮し適切に行うものとし、また、津波防護施設が兼用工作物である場合には、津波防護施設管理者のみならず当該兼用工作物の管理者との協力体制の確保等に留意する必要があります。また、津波防護施設については、水防計画において、それぞれの巡視を担当する水防管理者（担当部署）、水防団（分団）、消防機関等を具体的に定めておくことが望ましいです。

四 洪水、津波及び土砂災害に係るハザードマップの一覧化（第 15 条第 4 項関係）

津波防災地域づくりに関する法律第 55 条では、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）をその区域に含む市町村の長は、いわゆる「津波ハザードマップ」を作成しなければならないこととしています。各種ハザードマップについて、住民等に十分な周知を図る上では、各種の災害を想定したハザードマップが一覧できるようにしておくことが効果的かつ効率的です。このため、水防法第 15 条第 4 項の規定に基づいていわゆる「洪水ハザードマップ」が作成される場合には、これと「津波ハザードマップ」を併せて一つのハザードマップ上に記載し、一覧できるようにして周知しなければならないこととしました。なお、土砂災害に関しては、従来より、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくいわゆる「土砂災害ハザードマップ」のうち、洪水時に発生する土砂災害に係るものについて「洪水ハザードマップ」と併せて一つのハザードマップ上に記載し、一覧できるようにして周知しなければならないこととされています。これらに関して、一覧性の向上の観点から、洪水時に発生する土砂災害に係るものに限らず「土砂災害ハザードマップ」全般を「洪水ハザードマップ」と併せて一つのハザードマップ上に記載することとするとともに、これらと「津波ハザードマップ」の全てを一つのハザードマップ上に記載し、一覧できるようにして周知しなければなら

いこととしました。

五 特定緊急水防活動について（第 32 条及び第 43 条の 2 関係）

東日本大震災においては、津波災害等によって多くの地方公共団体で行政機能の一部が喪失したこともあって、その被害の拡大の防止や軽減のため、国土交通省は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を組織し、現地において、広域にわたり発生した津波による湛水の排除等の応急対策を実施し、被災した地方公共団体の支援を行ったところです。今般、今後大規模な水災が発生して国が支援を行う必要が生じた場合に、国が円滑に支援を行えるよう、このような国が直接に現地において行う応急対策活動について、その位置付けを明確にすることとしました。具体的には、国が直接に現地において行う水防活動（以下「特定緊急水防活動」という。）に関して、私有地において作業を行う必要が生じた場合の取扱等を明確にするなど現場での作業の実施に必要な規定を整備することとしました。

特定緊急水防活動は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が実施することを想定しており、国土交通大臣が洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときに、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除の他、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるものを行うものです。

この政令で定める水防活動とは、水防法第 32 条第 1 項第 2 号の水防活動を定める政令により定められた以下のものです。

- (1) 氾濫により浸水した区域及びその周辺の状況のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた監視又は上空からの監視
- (2) 氾濫による浸水の量のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた観測又は上空からの観測
- (3) (1)又は(2)の監視又は観測の結果に基づく氾濫により浸水する区域及び時期又は氾濫による浸水の量の予測
- (4) 人工衛星局の中継により行う無線通信による通信の確保
- (5) 堤防その他の施設が決壊した場所において行う氾濫による被害の拡大を防止するための仮締切の

作業その他国土交通省令で定める作業

また、特定緊急水防活動が行われる「著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるとき」とは、集中豪雨、津波等による大規模な災害が発生し、被災地方公共団体（都道府県又は市町村）が単独又は共同でこれに対応することが困難な場合等を想定しています。

国が特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣が当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知することとしており、その際に、国土交通大臣、当該水防管理者のそれぞれが担当する水防活動の内容、区域、施設等について調整することとなります。

なお、水防法第32条第3項の読替部分は、国が特定緊急水防活動を行う限りにおいて、国土交通大臣又は国土交通省の職員について同法第19条、第21条、第22条、第25条、第26条及び第28条の規定が適用され、これらに係る権限を行使し、責務を負うという趣旨です。国が特定緊急水防活動を行う場合であっても、特定緊急水防活動が行われる場所を含む区域において、第19条等の水防管理者の権限が失われ、及び第26条等の水防管理者の責務が免除されるものではありません。

六 水防訓練について（第32条の2第2項関係）

指定水防管理団体以外の水防管理団体については、水防訓練の実施が義務づけられてはいませんが、特に津波災害の防止に関しては平素より適

時適切な水防訓練が行われていることが重要であり、東日本大震災に伴う津波災害の実態を踏まえて、その備えを万全のものとする観点から、今般、指定水防管理団体以外の水防管理団体に対しても、洪水、津波又は高潮のうち当該水防管理団体の区域において想定される災害について、毎年水防訓練を行うよう務めなければならないこととする努力義務を課し、可能な限りでの水防訓練の実施を促すこととしました。

七 津波避難訓練への参加について（第32条の3関係）

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項第3号は、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の長）は、警戒区域の指定があつたときは、災害対策基本法の特則として、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、津波避難訓練の実施に関する事項等を定めることとしています。こうした津波避難訓練については、水防団、消防機関及び水防協力団体の参加を得て、実効性のあるものとするため、津波避難訓練が行われるときには、これらの者は当該津波避難訓練に参加をしなければならないこととしました。なお、津波避難訓練については、津波防災地域づくりに関する法律第70条の規定により、指定避難施設の管理者もこれに協力しなければならないこととされています。

『災害対策等緊急事業推進費』を活用した 再度災害防止対策について

—平成24年度第1回配分募集（4月2日～5月9日）—

国土交通省国土政策局広域地方政策課調整室

1. はじめに

災害対策等緊急事業推進費は、平成16年に新潟中越地震や10個の台風が上陸するなど自然災害が多数発生したことを受け、被災地域における対策を機動的に実施する経費として平成17年度に創設されました。

これまでの7年間において約860億円（国費）、500件を超える配分を行っています。

本推進費は年度途中であっても、迅速に再度災害防止対策を行うための予算を配分し、住民や利用者の安全・安心の確保を図る制度です。自然災害が発生し、緊急な対応が必要となった際に活用をご検討いただけるよう、制度の概要と活用事例について紹介します。

2. 制度の概要

(1) 制度のポイント

- ① 各省所管の幅広い分野の公共事業を対象に再度災害の防止対策等を実施
- ② 災害復旧事業による原形復旧に併せて、施設の防災機能の強化・向上を図ることが可能
- ③ 自然災害を受けた地域において、公共土木施設自体の被害が無い場合でも防災機能の強化・向上を図ることが可能
- ④ 他地域での被災を契機として、災害防止対策を未被災地で実施することが可能
- ⑤ 年度途中に予算を配分（年3回の配分を予定 ※平成24年度配分スケジュール案参照）
- ⑥ 国庫補助率及び地方財政措置は、本推進費を使用して行う各対象事業で定められた率や内容と同様
- ⑦ 必要に応じて対策工事に係る用地費及補償費や測量設計費も対象
- ⑧ 年度内予算執行が基本であるが、明許繰越も可能

(2) 平成24年度予算及び配分スケジュール案

平成24年度予算：213億円（国費ベース）

平成24年度配分スケジュール案

区 分	募集期間	配分予定時期
第1回	4月2日～5月9日	6月下旬
第2回	5月10日～7月下旬	9月中旬
第3回	8月上旬～9月下旬	11月上旬

(3) 制度の要件

住民の安全・安心の確保に資する対策であり、かつ、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により生じる災害で、次の要件のいずれかを満たすものが対象です。

① 降 雨

- a 24時間雨量が80mm以上の降雨により発生した災害
- b 1時間雨量が20mm以上の降雨により発生した災害

② 強 風

- ・最大風速が15m/秒以上の風により発生した災害

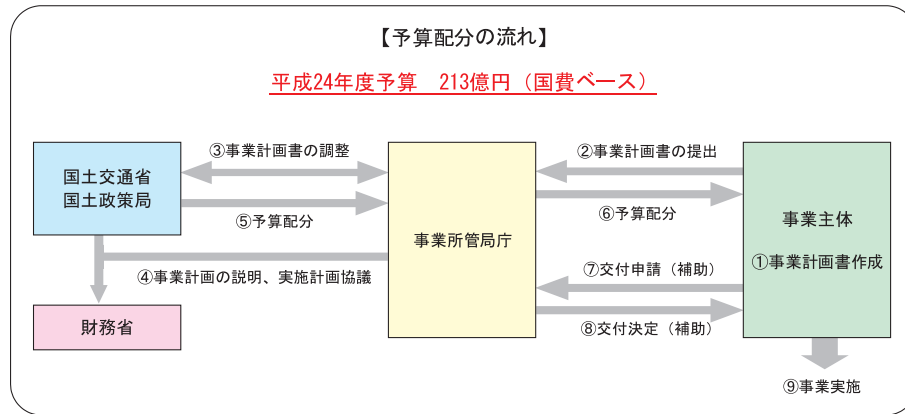
③ 豪雪、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により発生した災害

- ・被害の程度が比較的軽微と認められない災害

(4) 予算要求から配分までの流れ

本推進費の予算は、当初予算編成の段階では支出先の予算科目を定めない目未定経費として一括計上されます。

年度途中に発生した自然災害等を受けて、都道府県等の事業主体が「災害対策緊急事業計画書（様式3枚）」を作成し、当該事業の所管部局を通じて国土政策局に提出します。この事業計画に基づいて、



図－1 予算配分のイメージ

財務省と協議を行い、配分決定の後に各事業の所管省に対し予算の移替等により配分されます。配分後は各事業制度に準じて執行していただきます（図－1 予算配分のイメージ参照）。

3. 平成23年度の活用事例

平成23年度の活用事例について紹介します。

事例①は、台風に伴う豪雨により河川堤防の一部が洗掘されました。今回の出水は河岸高の5割の水位に達しなかったことから、災害復旧事業の対象とならないため、本推進費を活用して緊急に築堤工等による再度の洗掘防止対策を行いました。

事例②は、地震により国道に落石が発生し、全面通行止めとなりました。落石発生箇所の法面对策は災害復旧事業で対応しますが、隣接斜面には地震で緩んだ斜面に岩石が点在しており、更なる落石が発生する恐れがあることから、本推進費を活用して緊急に落石防護柵を設置することにより再度の落石防止対策を行いました（図－2 活用事例参照）。

4. おわりに

昨年は、東日本大震災や新潟・福島豪雨、台風12号・15号の発生等、甚大な自然災害が大変多い年となっしまい、本推進費も国費100億円を超える配分が行われました。平成24年は、自然災害が少ない年となることになにより望まれますが、もし災害が発生し、緊急な対策が必要となった場合は、各種施策に加えて本制度の活用を検討いただきたいと思います。

この制度に関するご質問・ご相談等については、下記窓口までお問い合わせください。

また、国土交通省ホームページにも、詳しい情報を掲載していますのでご覧ください。

【事例①（河川）】

<被害状況>
台風に伴う豪雨により河川堤防が洗掘された。

<対策内容>
推進費を活用し、緊急に築堤工、護岸工等の対策を講じることにより、住民の安全を確保する。

対策イメージ

【事例②（道路）】

<被害状況>
地震により国道に落石が発生し、全面通行止めとなった。

<対策内容>
推進費を活用し、緊急に落石防護柵を設置することにより、交通の安全を確保する。

平面図

断面図

凡 例

- 赤 推進費要求箇所
- 緑 災害復旧事業
- 黒 施行完了箇所

図－2 活用事例

（窓口）

国土交通省国土政策局広域地方政策課調整室

（直通）TEL 03-5253-8360

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudo_keikaku_tk4_000002.html

改良復旧事業等の紹介

平成23年7月新潟・福島豪雨に伴う 改良復旧事業について

新潟県土木部河川管理課

1. はじめに

平成23年7月27日から30日にかけて、新潟県全域及び福島県会津地方を中心として記録的な豪雨が発生しました。

7月27日の夜半から降り始めた雨は、県内を広い範囲で移動しながら30日まで降り続き、各地で大雨をもたらしました。時間の経過とともに県内各地から被害報告が上がり始め、担当職員は昼夜を徹して情報収集にあたりました。

県内の多くの市町村で避難勧告及び避難指示が出され、被害の状況は全国にも大きく報道されるなど、平成16年7月新潟・福島豪雨（いわゆる7.13水害）以来の大規模な豪雨災害となりました。

被害に遭われた方々に、この紙面をお借りして心よりお見舞い申し上げます。

2. 災害発生時の気象状況

1) 気象概況

7月27日から30日の期間は、前線が朝鮮半島から

関東地方の東に停滞しており、西からの暖かく湿った空気と北西からの寒冷な空気がぶつかり、積乱雲が発達しやすい状況が長時間続きました（図1-1、図1-2）。

また、平年より早く梅雨明けしていたため、乾燥した空気が上昇して断熱冷却したこと、上空の気温が低かったことなどから、大気的不安定度がさらに大きくなりました。

こうした状況の下で、積乱雲が風上側に繰り返し発生する“バックビルディング型形成”によって連続的に作り出されたことから未曾有の豪雨が発生しました。

この豪雨は、気象庁によって平成23年8月1日に「平成23年7月新潟・福島豪雨」と命名されました。

2) 県内の降雨状況

降り始めからの累計雨量は、笠堀ダム（三条市）で985mmを観測したのをはじめ、県内の広い範囲で300mmを越えました（図1-3、図1-4）。1時間雨量に

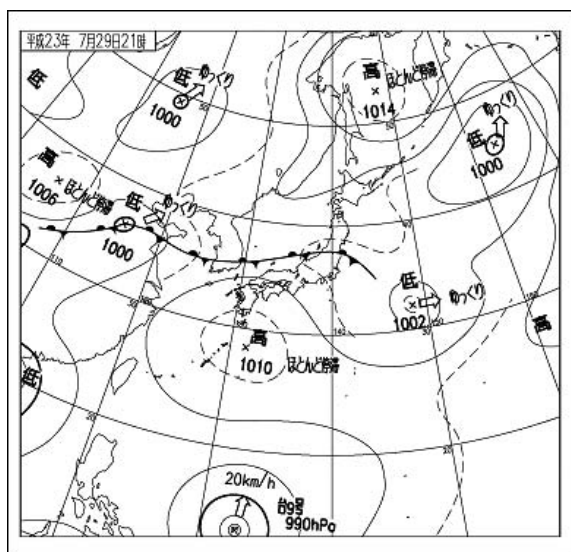


図1-1 地上天気図（H23.7.29 21時）

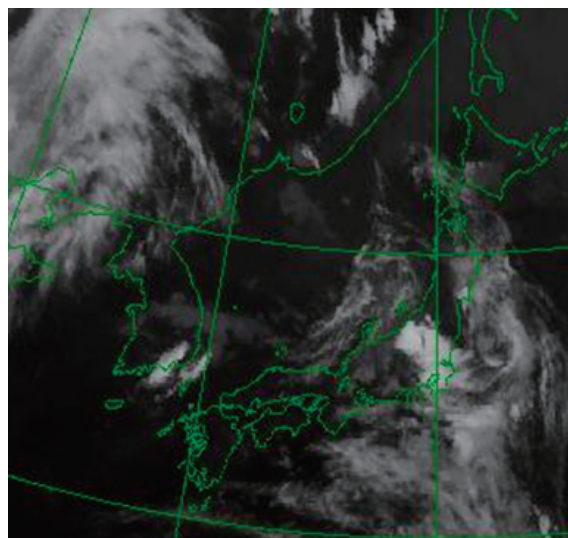


図1-2 気象衛星赤外画像（H23.7.29 21時）

新潟地方気象台 提供

おいても十日町地域振興局（十日町市）で時間雨量120mmを観測したほか、多くの観測所で観測記録を

更新し、記録的短時間大雨情報*が計30回発表されました。

過去に本県を襲った水害と今回を比較すると表2-1のとおりであり、今回の豪雨がいかに凄まじいものであったかが分かります。

※気象台が発表する数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨の情報

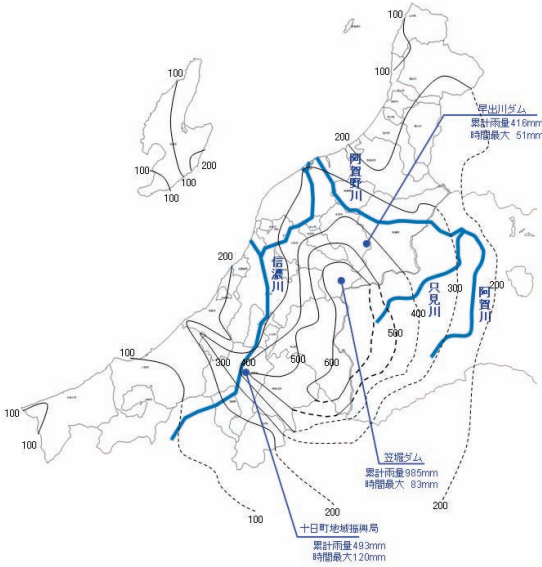


図1-3 等雨量線図（累計雨量）

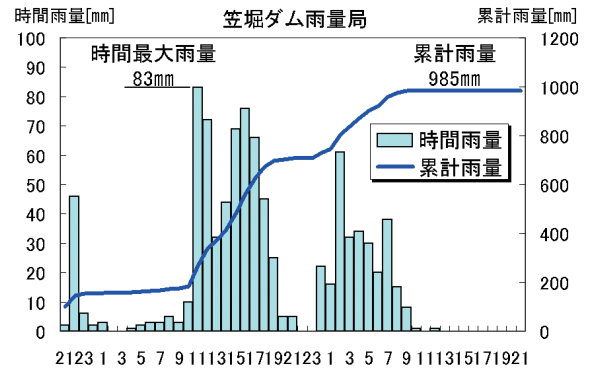


図1-4 笠掘ダム雨量記録

表2-1 近年の豪雨と今回豪雨の比較

発生年月	原因	時間最大雨量(mm)	累計雨量 (mm)	観測所
昭和53年 6月	梅雨前線	17	365	新津（県）
昭和57年 9月	台風	12	171	安塚（気）
平成 7年 7月	梅雨前線	53	254	安塚（気）
平成10年 8月	梅雨前線	64	304	新潟（気）
平成16年 7月	梅雨前線	73	489	笠掘ダム（県）
平成23年 7月	前線性降雨	83	985	笠掘ダム（県）

3. 被害状況

記録的な豪雨により、県内各地で河川の破堤・溢水、土砂災害などが生じ、死者4名、行方不明者1名、家屋の全半壊・一部損壊849棟、床上・床下浸水8,669棟などの一般被害が発生しました（表3-1）。

公共土木施設の被害は、県、市町村合わせて2,693箇所、約490億円の被害に上り、平成16年7月新潟・福島豪雨の被害（1,984箇所、約570億円）に匹敵する規模となりました（表3-2）。

今回の水害では、発災直後から民主党の岡田幹事長（当時）などに災害現場を視察いただき、8月24日には「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、「激甚災害」（全国を対象とする本激）の指定が決められました（写真3-1）。

また、国土交通省からは、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣、災害対策用ヘリコプターや排水ポンプ車などの出動など、多方面に渡る支援を受けました（写真3-2）。

表3-1 一般被害の状況 平成23年12月28日現在

人的被害(人)			住家被害(棟)				被 住 家 被害(棟)
死 者	行 不 明 方 者	重軽傷者	全 壊	半 壊	床上浸水	床下浸水	公共施設 その他
4	1	13	41	808	1,101	7,568	5,703

表3-2 公共土木施設被害箇所数と被害金額 平成24年2月3日現在

工 種	県		市 町 村		合 計	
	箇 所 数	金 額 (百万円)	箇 所 数	金 額 (百万円)	箇 所 数	金 額 (百万円)
河 川	1,243	33,186	224	1,951	1,467	35,137
砂 防	89	1,544			89	1,544
地すべり	1	82			1	82
道 路	511	7,217	579	4,036	1,090	11,253
橋りょう	10	281	10	430	20	711
下 水 道			8	68	8	68
公 園	1	6	17	227	18	234
合 計	1,855	42,316	838	6,713	2,693	49,029

注) 金額はまるめのため合計と一致しない部分がある



写真3-1 民主党岡田幹事長（当時）視察



写真3-2 TEC-FORCEによる現地調査

4. 応急復旧及び災害査定

発災直後から、二次災害の防止及び日常生活への影響の軽減のため、応急復旧工事に着手しました。

河川では、県内各地の6河川9箇所破堤し、早急に破堤箇所の復旧にあたりました(写真4-1)。

主要地方道十日町塩沢線では、一級河川信濃川水系羽根川に架かる六箇橋が落橋したため、国土交

通省所有の応急組立橋により応急復旧工事に着手し、8月19日に仮橋での供用を開始しました(写真4-2)。

災害査定は、9月から12月にかけて行われ、4カ月間で2,675箇所^{*}の査定を受けました(表4-1)。

^{*}国土交通省水管理・国土保全局防災課所管分。



写真4-1 五十嵐川応急復旧状況（三条市江口地内）



写真4-2 六箇橋応急復旧状況（十日町市麻畑地内）

表4-1 平成23年7月新潟・福島豪雨に係る災害査定

次 数	日 程	班 数	決 定 箇 所 数	
			県	市 町 村
第6次査定	9/26-9/30	本省4、整備局7	368	76
第7次査定	10/3-10/7	本省3、整備局3	222	68
第8次査定	10/11-10/14	本省5、整備局11	391	127
第9次査定	10/17-10/21	本省4、整備局7	339	119
第10次査定	10/24-10/28	本省5、整備局10	421	158
第11次査定	10/31-11/4	本省2	32	-
第12次査定	11/7-11/11	本省3、整備局3	69	139
第13次査定	11/28-12/2	本省1	1	44
第14次査定	12/19-12/22	本省2、整備局1	11	90
合 計		本省31、整備局42	1,854	821

5. 改良復旧事業の概要

今回の豪雨で特に被害の大きかった箇所では、再度災害防止の観点から、改良復旧事業（河川等災害復旧助成事業6件、河川等災害関連事業5件（うち、市町村分1件））を要望し、全て事業採択されました（表5-1、図5-1）。

各河川における被災状況は、写真5-1から写真5-4のように凄まじいものであり、改良復旧事業の要望にあたっては、各河川の特徴に応じて、再度災害防止及び軽減の観点から、河道掘削、護岸築造などの対策工事を計画し、浸水被害の軽減が図られるようにしました。

また、被害の大きかった五十嵐川や塩谷川等の河

川における洪水の検証及び被害実態の把握・分析、平成16年7月豪雨対策の効果の分析、復旧方針などを検討するため、「平成23年7月新潟・福島豪雨対策検討委員会」を設置し、学識者の意見を聴くとともに、今後の治水対策のあり方についての提言を受けました（写真5-5、写真5-6）。

今回いただいた提言の最大の特徴は、洪水レベル（レベル1、レベル2）に応じた治水対策の概念を導入し、計画目標を超えるレベル2洪水の発生時においても人命を守ることを目標に、ハード及びソフト対策による多重防御で被害を軽減することにあります。

表5-1 平成23年7月新潟・福島豪雨に係る改良復旧事業

工 種	事業区分	施 設 名	地 名	延 長 (支川工区含)	事 業 費
河 川	助成	阿賀野川	阿賀町	約8.2km	33.6億円
	助成	牧川	五泉市	約2.6km	19.6億円
	助成	五十嵐川・鹿熊川	三条市	約31.9km	299.9億円
	関連	鹿熊川	三条市	約3.3km	9.3億円
	助成	塩谷川	長岡市 見附市	約10.6km	97.2億円
	関連	破間川	魚沼市	約1.7km	10.8億円
	助成	田川・晒川	十日町市	約1.3km	29.5億円
	助成	羽根川	十日町市	約5.0km	21.5億円
砂 防	関連	伊田川	十日町市	約0.5km	2.4億円
道 路	関連	主要地方道 十日町川西線	十日町市	53.3m	0.7億円
	関連*	市道南田中樺野沢線ほか	南魚沼市	715.6m	2.2億円

※事業主体は新潟県南魚沼市、他の事業主体は新潟県

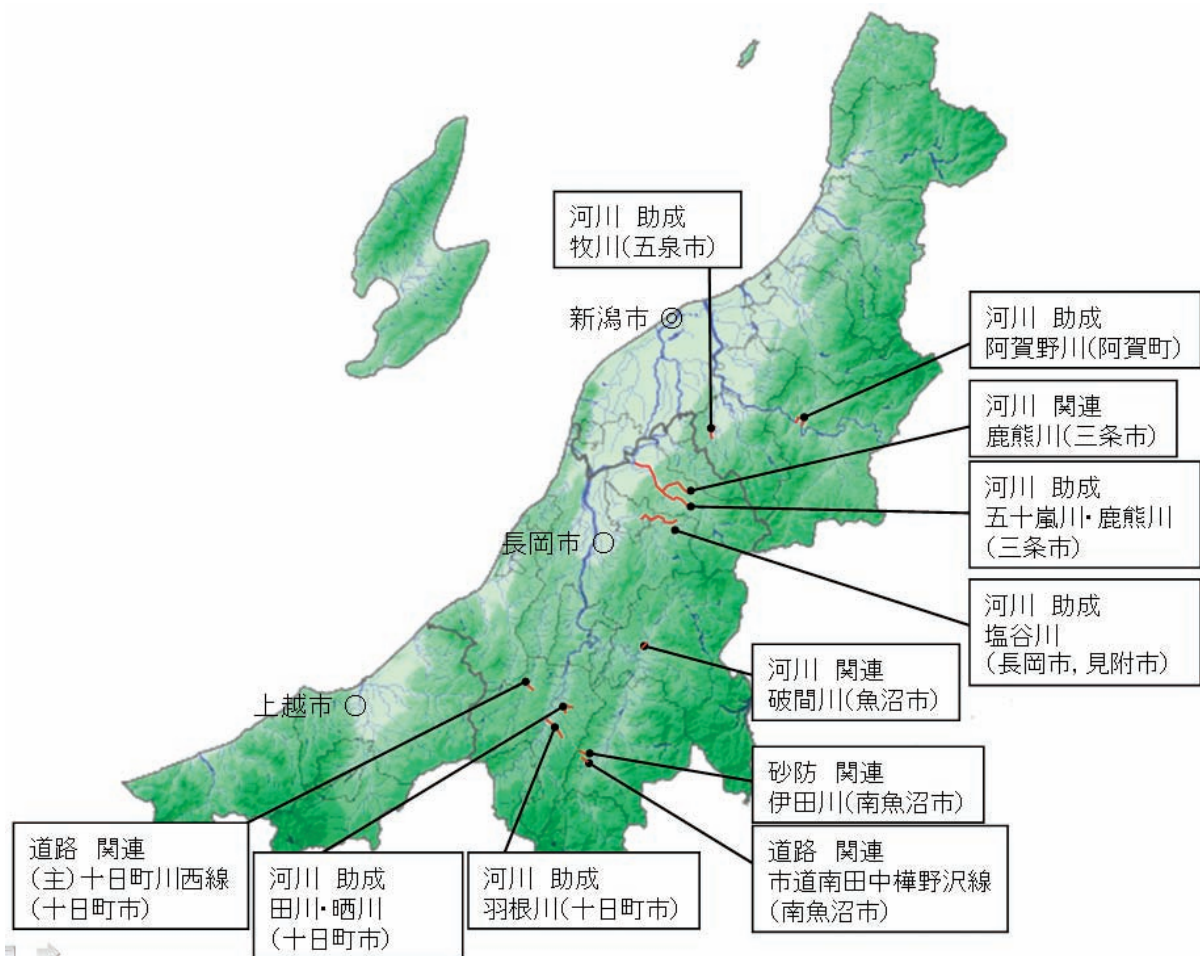


図5-1 平成23年7月新潟・福島豪雨に係る改良復旧事業位置図



写真5-1 阿賀野川氾濫状況（阿賀町吉津地内）
国土交通省北陸地方整備局 提供



写真5-2 五十嵐川破堤状況（三条市江口地内）



写真5-3 塩谷川氾濫状況（長岡市下塩地内）



写真5-4 田川護岸欠壊状況（十日町市川原町地内）



写真5-5 第1回委員会（H23.9.8）

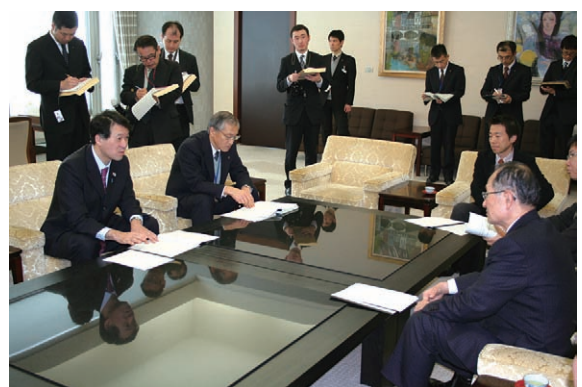


写真5-6 知事への提言書手交（H24.2.9）

平成23年7月新潟・福島豪雨対策検討委員会提言の基本的な考え方

- ◇洪水レベルに応じた治水対策の概念を導入
 - レベル1洪水
 - ・計画目標とする豪雨によって引き起こされる洪水
 - レベル2洪水
 - ・計画目標を超える豪雨によって引き起こされる計画高水位を超える洪水
- ◇レベル2洪水発生時においても人命を守ることとし、そのため氾濫によるリスクを低減する観点から本支川及び上下流の治水バランスを設定し、ハード対策及びソフト対策による多重防御で被害を軽減

6. 今後に向けて

9月26日の第6次査定に始まった今回豪雨の対応は、国土交通省水管理・国土保全局防災課高橋総括災害査定官をはじめとする多くの方々のご協力のもと、改良復旧事業の採択までを無事終了することが

できました。この紙面をお借りして感謝申し上げます。

今後は、早期の復旧・復興に向けて、地域と一丸となって復旧を進めてまいりたいと思います。

お知らせ

平成24年度通常総会 日程決まる

1. 期 日 平成24年6月7日(木)
2. 会 場 砂防会館 別館 (シェーンバッハ・サボー)

なお、詳細については、後日お知らせ致します。

《各県コーナー》

平成23年発生災害(9/20~22 台風15号)について

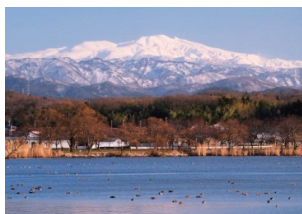
.....石川県土木部河川課

1. はじめに

石川県は、北陸地方の中部に位置し、東は富山県及び岐阜県に、南は福井県に接し、北は能登半島となって日本海に突出しています。地形は、西南から東北に向かって細長く、東西100.9km南北198.4km、海岸線は約581kmの延長を有し、県土面積4,185km²のうち、約7割が山林で、広大な原生林と豊富な高山植物群を誇る白山国立公園、美しく長い海岸線を持つ能登半島国立公園や越前加賀海岸国立公園、さらには数多くの温泉や兼六園に代表される名所旧跡など、豊かな自然と風土に恵まれています。



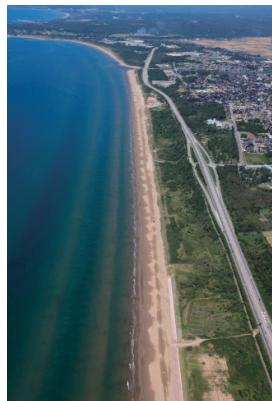
兼六園



木場湯から望む白山



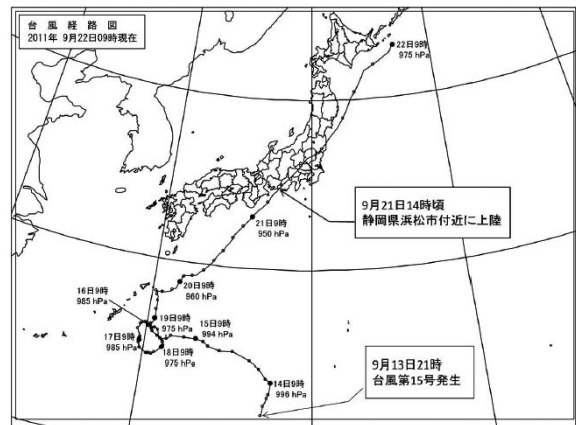
千枚田(輪島市)



千里浜海岸(羽咋市)

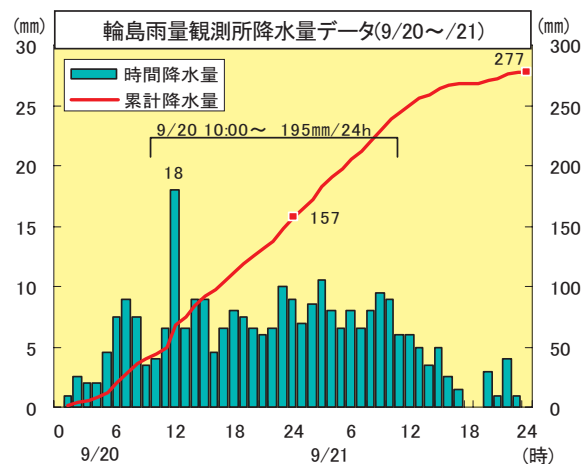
2. 台風15号気象状況(9/20~22)

9月20日の朝から、本州付近に停滞していた前線の影響で、台風から離れた本県でも強い雨となり、また、非常に動きの遅い台風であったため、県内の広い範囲で大雨となり、21日の朝には輪島市、金沢市、能登町に土砂災害警戒情報が発表されました。気象庁輪島観測所では、9月の降水量としては過去最高となる、195mm/24hを観測しました。



台風第15号の経路図：日時、中心気圧(hPa)

台風15号の経路図



輪島観測所(気象庁)降水量

《各県コーナー》

3. 被害状況

この台風15号によって、公共土木施設災害としては県内4市5町で、道路の路肩欠壊や、道路路肩法面の崩壊、河川護岸の欠壊など全110件発生し、被害額は約13億9千万円に上りました。

台風15号被害状況

異常気象	県・市町村	被害額			
		河川	道路	砂防	計
9/20~22 台風15号	県計	30件 275,000	13件 164,000	1件 160,000	44件 599,000
	市町村計	29件 180,000	37件 610,000		66件 790,000
	小計	59件 455,000	50件 774,000	1件 160,000	110件 1,389,000

(1) 河道埋塞 (輪島市門前町猿橋地区)

長時間にわたり降雨が続いたことで、土砂災害が各地で発生し、輪島市門前町猿橋地区では、普通河川阿岸川の河道埋塞により、11世帯22人に避



河道閉塞状況 (普通河川阿岸川)

(普)阿岸川河道埋塞状況



河道閉塞土砂 撤去状況

難指示が発表されました。応急本工事として埋塞土砂を撤去し、河道確保を早急に行うと共に、現地には災害支援として、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所が衛星カメラ (Ku-SAT) を設置し、避難所や出先事務所などで常時監視できる体制を整えました。河道埋塞は、2日後には解消され、合わせて、避難指示は解除されました。

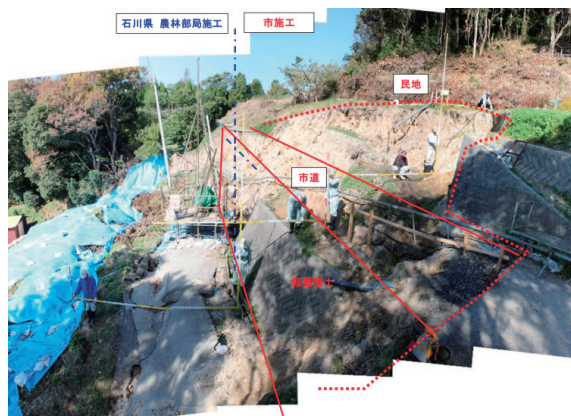
(2) 地すべり (珠洲市狼煙町)

珠洲市狼煙町では、地すべりによる住家倒壊が発生し、幸い人的被害は無かったものの、7世帯16人に避難勧告が発表され、崩土除去や大型土のう設置などの応急対策を行い、4日後に解除されました。復旧については、県農林部局の山腹崩壊対策事業と、市道災害復旧事業で早期復旧に努めています。

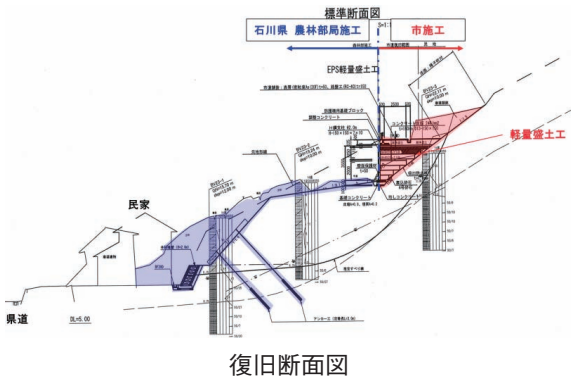


地すべりによる家屋倒壊 (珠洲市狼煙町地内)

地すべりによる被災状況



《各県コーナー》



被害の概要

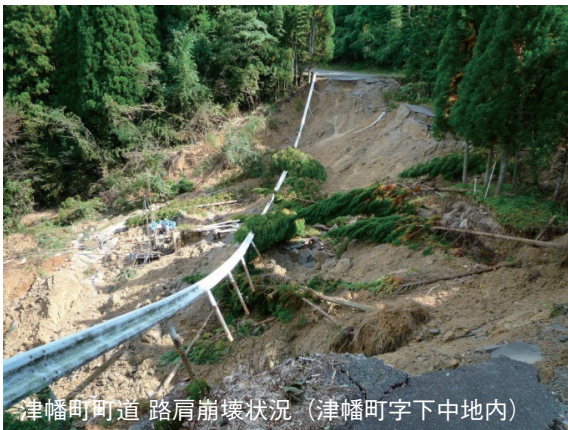
- ・崩壊規模 : 崩壊幅約90m
崩壊長約130m
- ・滑落崖の高さ : 崩壊頭部約3.0m
最大約10m (終点側翼部)
- ・崩壊深さ : 最大20m
- ・滑落崖での土質 : 礫混り粘土10~30mm
- ・崩壊地内の崩土 : 泥流化した「粘土」が分布
- ・被害額 : 2億円

災害発生メカニズムについて以下にまとめます。

- かほくぐんつばたまちしもなか
(3) 道路路肩法面崩壊 (河北群津幡町下中地区)
河北郡津幡町下中地区では、町道路肩盛土法面が崩壊し、谷側の耕作地に崩土が氾濫しました。

【素因】

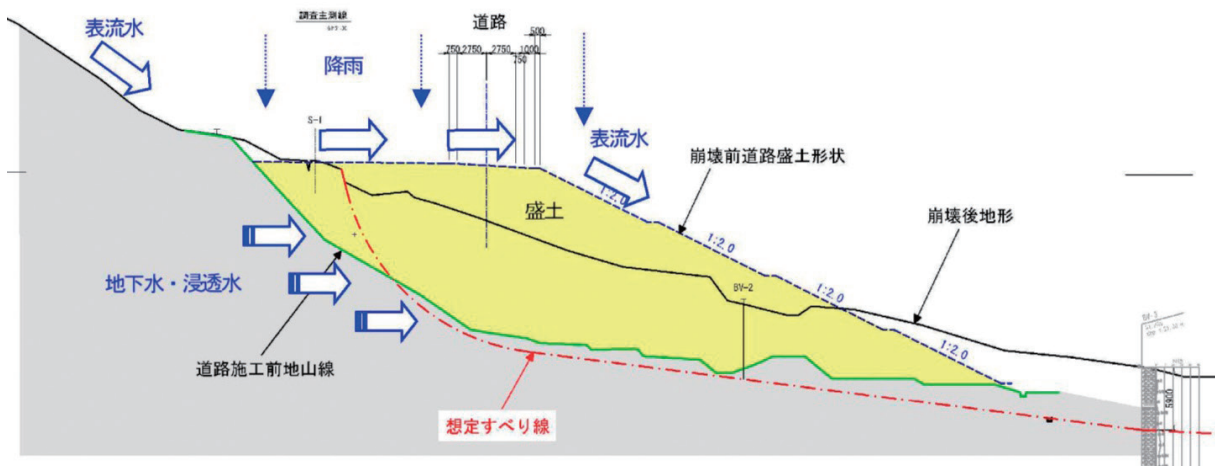
- ・当該地は昭和50年代に谷地形を埋め立てた道路盛土で、2方向からの沢水が集まりやすい集水地形を呈する。このため、雨水および地下水が盛土内に浸透し易い地形条件であった。
- ・盛土材は、付近の切土工事で発生した泥岩で、地下水の作用により細粒化・泥濁化し易い材料であった。



町道路面被災状況

【崩壊の誘因】

- ・9月20日から的大雨により、谷地形部から過剰な浸透水が流入したことで、盛土内部の地下水位が高い水準に保たれたため、盛土が不安定となり崩壊が生じた。
- ・大雨により、被災箇所における道路側溝および横断暗渠の許容流下能力上回る多量の表流水が谷地形(谷筋)から流出し、盛土法面が崩壊した。



被災のメカニズム

《各県コーナー》



被災状況 (全景)

復旧は、被災した道路の現形復旧を基本とし、被災原因（誘因）の排除・抑制対策を十分に踏まえ、盛土計画（有効活用）と排水対策（再度災防止）を検討しました。

【盛土計画】

- ・盛土路体材料は現地発生土（崩土等）を安定処理工で有効活用し、盛土高が15mを越えることから地震時の安定性（ $F_s=1.0$ ）を満足させるため、補強材を併用する。
（盛土勾配 1 : 2.0原形復旧）

【排水対策】

- ・盛土内への地下水浸透、盛土内の水圧減少を図るため、盛土底面および山側地山には、排水層を設ける。
- ・地表排水は原形復旧とし、地下排水については地下排水層（基盤排水層 C-40、 $t=1,000\text{mm}$ 、 $H=500\text{mm}$ ）を旧谷筋に沿って設置する。盛土内の浸透水は、水平排水材（ $t=7\text{mm}$ 、 $W=300\text{mm}$ ）を2.5m間隔で設置する。

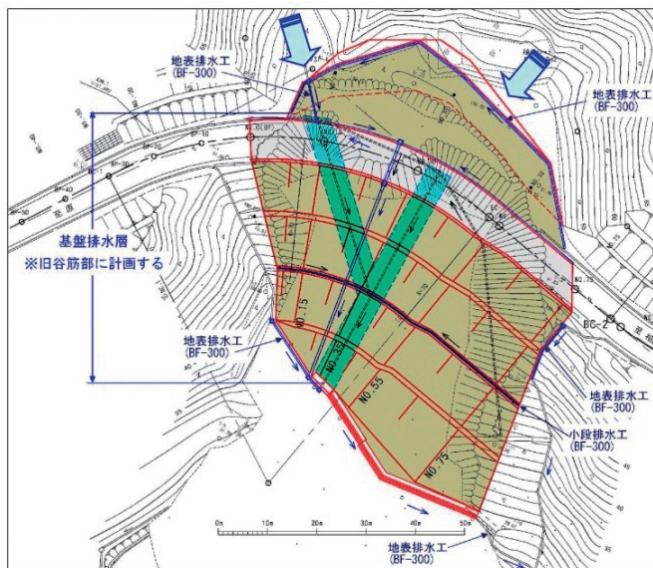
査定では概ね申請どおり採択され、現在は、早期復旧に向け、鋭意工事を進めているところです。

(4) 公共土木施設災害

このほか平成23年の本県の災害は、公共土木施設災害として、1月の冬期風浪による海岸災害に始まり、7月の梅雨前線豪雨、9月の台風15号など、合わせて203箇所、22億5千万円の被害が発生しました。

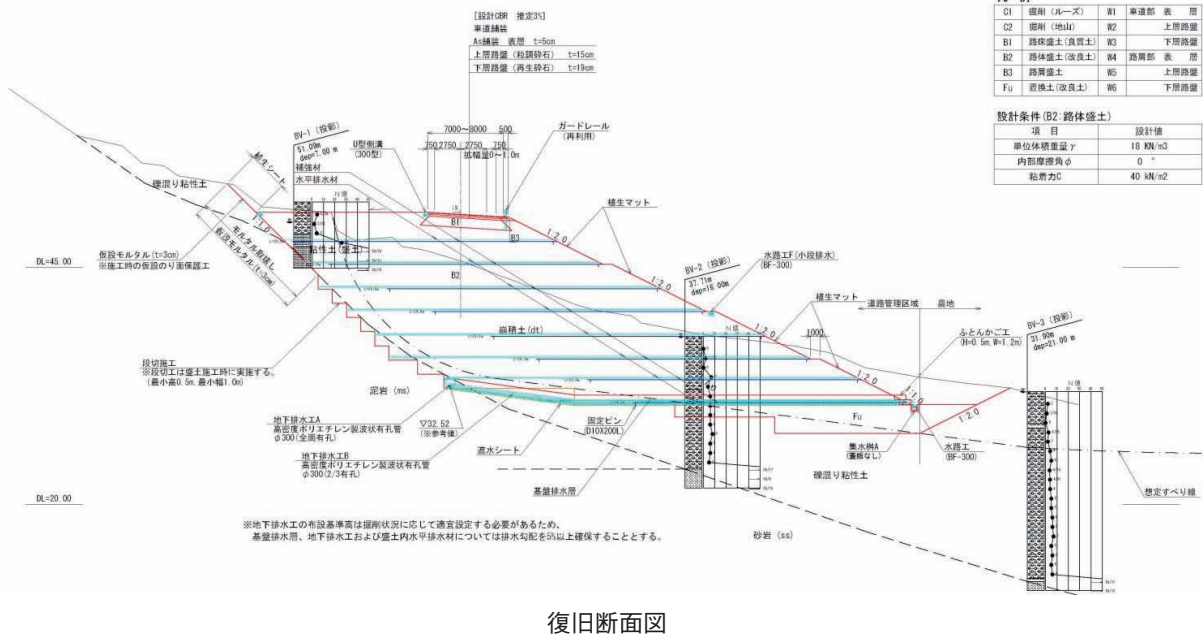


旧地形図



復旧計画平面図

《各県コーナー》



復旧断面図

4. 災害発生に対する今後の課題について

(1) 関係機関との連携強化

輪島市門前町猿橋地区の河道埋塞では、発生後、災害時の支援協定として、金沢河川国道事務所からの照明車や、衛星カメラ(Ku-SAT)によって、速やかに24時間の監視体制を整えることができました。

珠州市狼煙町の地すべりでは、県農林部局や市と連携することで、早期復旧に努めることができました。

(2) 脆弱な地形への対応

県内には、4,263箇所の土砂災害危険箇所があり、近年被災のあった地区や、災害時要援護者関連施設等が立地する箇所において、優先的に予防的なハード整備を進め、また、土砂災害の被害が及ぶ範囲を示す土砂災害警戒区域の指定や、ハザードマップ作成配布などのソフト対策を実施しているところだ。

(3) 今後の課題

公共土木施設の管理は、普段の清掃やパトロールなどの維持管理を行い、施設の状況を把握することが重要です。

今回の災害を受けて、災害発生に対する今後の

課題は、

- ・日頃の維持管理
- ・ハード、ソフト一体となった未然の防災対策
- ・普段からの関係機関との連携や情報共有
- ・災害時の情報収集

など、管理者として当たり前なことなのですが、改めて重要であることを認識しました。

5. おわりに

例年発生する災害対応で、関係者の皆様には、被災直後から応急工事、調査、測量など刻々と変化する現場に迅速に対応して頂き、また、事前打合せや現地査定等では、国土交通省など関係各位のご指導により無事査定を終えることができたことに対し、この場をお借りしてお礼申し上げます。

本県では、平成19年の能登半島地震をはじめとして、毎年このような災害が発生し、近年の災害では、局所的な豪雨による災害などが多発しています。

年が変わり、また新たな災害も発生していることから、普段の維持管理の徹底や、災害復旧担当者の技術力向上を図ると共に、いざ復旧においては、地域住民の不安を解消するため、早期復旧を心がけ、災害防止に努めてまいります。

査定官メッセージ

前 国土交通省水管理・国土保全局防災課 災害査定官より

「1年間、大変お世話になりました」



国土交通省水管理・国土保全局
砂防部保全課
課長補佐
鈴木和弘



内閣官房副長官補
(安全保障・危機管理担当)付
参事官補佐
井上清敬

平成23年は、東北太平洋沖地震をはじめ、新潟・福島豪雨、台風12号、15号等々まさに災害の年でした。微力ながら被災各地の復旧・復興の一助となればという思いで1年間、災害査定業務に従事させていただきました。査定にあたりましては立会官、随行者、申請者各位に色々とお面倒をおかけしたのではないかと反省しきりなところがあります。改めましてお礼とお詫び申し上げます。

被災各県に行かせてもらったわけですが、「せっかく知らない土地に来たんだから」、ということとダイエットのため早起きして朝の町や海・山・川を駆け回ってました（災害査定には支障のない程度に）。特に、海から昇る美しい朝日には感動しました。どんな被災地でも必ず夜明けがきて日が昇るんだと誰かが言っていました。まさに復旧・復興も同じだと思いました。また、歴史や文化にも様々な特色を感じることができ、まさに「早起きは三文の得」で査定業務にプラスアルファで充実した時間を過ごせました。

1年間という短期間でしたが、非常に中身の濃い災害査定業務を卒業？して、4月1日からは、砂防部保全課で砂防、地すべり、急傾斜の各事業を担当しています。都道府県の皆様には、またお世話になる機会もあろうかと思えます。その節はよろしくお願ひします。災害査定からは離れましたが、被災地の早期の復興・復旧を心より祈念しております。「がんばろう日本！」

4月1日付で災害査定官の職務を離れ、内閣官房に異動することになりました。1年という短い間でしたが、関係者の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

平成23年災の災害査定業務は、東日本大震災を始めとした地震や、日本各地で頻発した豪雨のため、1年があつという間に過ぎた印象です。私に至らない点が多々あることから、特に、同行頂いた随行者、立会官の皆様には、いろいろご迷惑をおかけしたと思います。この場を借りてお詫び申し上げます。

査定現場では、申請者の皆様の、まさに汗と涙を見ました。詳細は、月刊防災2012年3月号査定官座談会をご参照頂ければと思いますが、皆様の地域の復旧・復興に向けた熱い情熱は、早期の復興、よりよい地域の再生に繋がると信じています。また、私は学生の時に「土木技術者は紳士たれ」と教わりました。申請者の皆様も、土木技術者の誇りを持って、公正性を保持しつつ、より高みを目指し、ともに研鑽してまいりましょう。

最後になりますが、関係者の皆様、特に東日本大震災で自らも被災者で今も大変ご苦勞をされている方々が、心身の健康を維持しつつ、被災地の早期の復旧・復興が達成されることをお祈りしています。私の方は、新所属でも安全保障・危機管理担当ですので、皆様には、大規模災害発生時の対応やその備え等の危機管理業務で引き続きお世話になる機会があると思えます。今後とも、全国一丸となって、安全で快適な社会に向けた取組にご協力頂ければ幸いです。引き続き、ご指導ご鞭撻をよろしくお願ひ致します。1年間ありがとうございました。

会員だより

「晴れの国の災害」

岡山県土木部防災砂防課
防災班 技師
山田研二郎

筆者



防災班の面々

1. はじめに

東北地方太平洋沖地震により被災された方々、
そのご家族並びに関係者の皆様に対しまして、心
よりお見舞い申し上げます。そして、一日も早い
復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

私は、平成16年に岡山県庁へ入庁して現在8年
目を迎え、平成21年度からは河川課防災班（平成
22年度より防災砂防課へ組織再編）に配属となり、
3年目になります。当班は、班長を含む6人体制
で業務を行っており、災害復旧事業の他に海岸事
業（水管理・国土保全局所管）や水防法、土砂災
害防止法を担当しています。いつも笑いの絶えな
い、良いコミュニケーションがとれているチーム
だと思っていますが、その分、周りの方々には、
うるさいと思われるかもしれません。また、
事あるごとに開かれる親睦会では、ほぼ全員が2
次会に参加し、各々が入手した全国各地の地酒を
飲むことが恒例になっています。

さて、私が配属されるまでの数年間は、大きな
災害が発生していませんでしたが、平成21年、平
成23年と比較的大きな災害が発生し、また、私が
災害査定の随行に行くと言っているほど雨が
降るので、私が何らかの影響を及ぼしているの
ではと、多少の後ろめたさを感じています。

それでは、岡山県の紹介と平成23年発生災害の
概要についてご説明させていただきます。

2. 岡山県について

岡山県は、山陽自動車道の中央に位置し、東は
兵庫県、西は広島県に隣接し、南は水運に恵まれ
た瀬戸内海に臨んで四国に、北は鳥取県と接して
います。

県内は、縦横に延びる高速道路網、国内外へ飛
び立つ岡山空港、新幹線をはじめとする東西南北
につながる鉄道網など、中四国地方の交通の要衝
として、重要な位置にあります。

岡山県では、平成17年に「晴れの国おかやま国
体」を、平成21年に「全国都市緑化おかやまフェア」
を、平成22年に「国民文化祭・おかやま2010」を
開催しました。また、平成21年4月から県都であ
る岡山市が全国で18番目となる政令指定都市にな
りました。

岡山県は、晴れの日が多く、温暖な気候である
ことから、県のトータルイメージとして「晴れの
国おかやま」というフレーズが使われています。

<参考データ>

- ①降水量1mm未満の日：276日（S46～H12平均）
（県庁所在地） <全国第1位>
- ②降水量：1,141mm（S46～H12平均）
（少ないほうから） <全国第7位>
- ③日照時間の長さ：2,010時間（S46～H12平均）
<全国第12位>

また、岡山県は、県北部は山と温泉、南部は穏
やかな海と多島美に恵まれ、美しく彩られた瀬戸
内が広がっており、恵まれた自然環境を背景にマ
スカットや白桃をはじめとし、豊富な果物が特産
です。

さらに、近年のブームとなっているご当地グル
メでは、平成23年11月12日から2日間開催された
「第6回 B級ご当地グルメの祭典！B-1グラン
プリ in 姫路」において、「ひるぜん焼きそば」、「津
山ホルモンうどん」が見事1位、2位を獲得しま
した。

会 員 だ よ り

3. 岡山県内の災害発生状況

岡山県は、晴れの日が多く、温暖な気候で災害が少ない県であるというイメージがありますが、年々災害の発生件数が減少しているものの、数年周期で甚大な被害が発生しています。

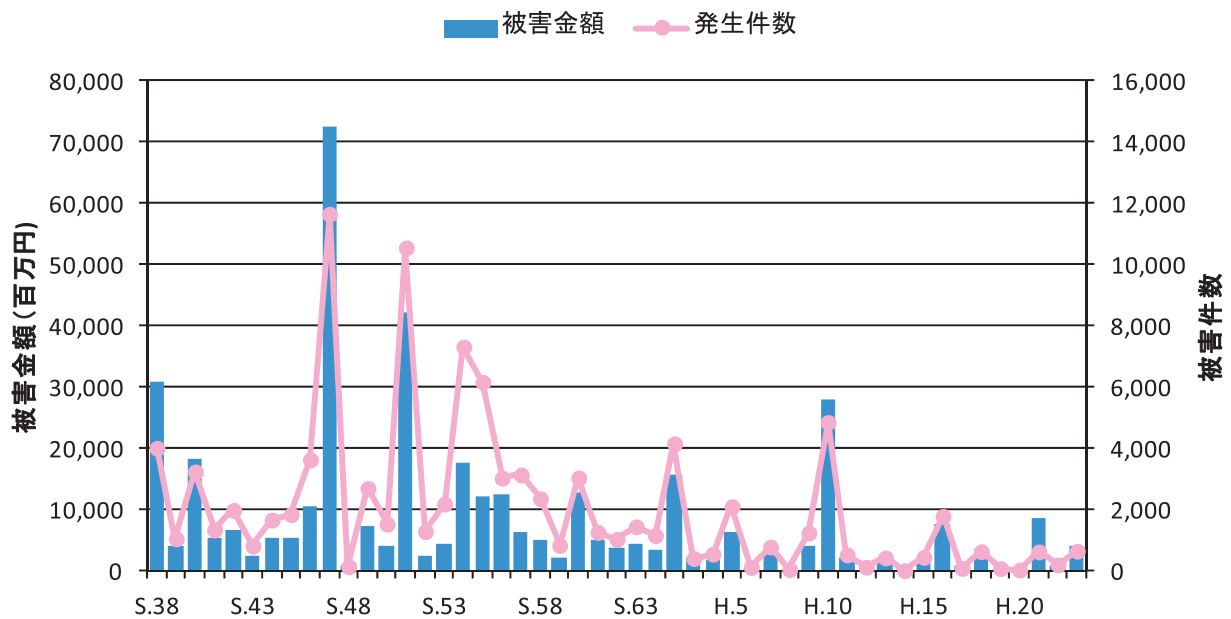
県内に甚大な被害をもたらした異常気象は、下記のとおりです。

- ①「昭和47年7月豪雨」
- ②「昭和51年台風17号」
- ③「昭和54年台風20号」
- ④「平成2年台風19号」
- ⑤「平成10年台風10号」
- ⑥「平成16年台風16号、23号、梅雨前線」
- ⑦「平成21年台風9号」

この中で、「平成10年台風10号」では、(一)吉井川流域に流域平均日雨量154mm、上流域では190mmの降雨を観測しました。特に、津山雨量観測所では4時間雨量が157mmに達し、100年に1回程度発生するような記録的、局地的な豪雨でした。



写真-1 平成10年台風10号による被災状況



岡山県内の被害発生状況 (被害金額は現在価値補正したもの)

会員だより

4. 平成23年 台風第12号襲来

8月25日にマリアナ諸島の西海上で発生した台風第12号は、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、30日には中心気圧が965hPa、最大風速が35m/sの大型で強い台風となりました。台風は、ゆっくりとした速度で北上を続け、9月3日10時前に高知県東部に上陸、3日18時頃には13年ぶりに岡山県南部に再上陸し、4日未明に日本海へ抜けました。台風が大型で、さらに動きが遅かったため長時間にわたり、周辺の非常に湿った空気が流れ込み、県内各地の広い範囲で記録的な大雨となりました。

9月1日13時頃から降り始めた雨は、岡山県全域に長時間にわたり降り続き、概ね200mmから400mmの大雨を降らせました。台風が近づいてきた9月3日未明からは県下全域で激しい雨が続き、9月3日の日雨量は、各地で観測史上最大を記録しました。

本県の防災体制は、9月2日6時47分から注意体制を執り、2日18時00分に災害対策本部を設置、2日18時15分には非常体制へ移行して台風の上陸に備えました。

体制配備中に発表した防災情報は、県管理の河川及び海岸で、水防警報（出動以上）が6河川（全6河川）と14海岸（全18海岸）、避難判断水位情報が11河川（全19河川）、洪水予報（氾濫発生情報）が2河川（全2河川）、土砂災害警戒情報は19市町村（全27市町村）でした。

今回の台風で発生した浸水被害は、県南部を中心に、床上794戸、床下8,598戸と、近年では非常に大きな被害となりました。また、人的被害とし

て、負傷者は確認されたものの、死者がなかったことは幸いでした。



一級河川 高梁川（総社市）



一級河川 旭川（真庭市）

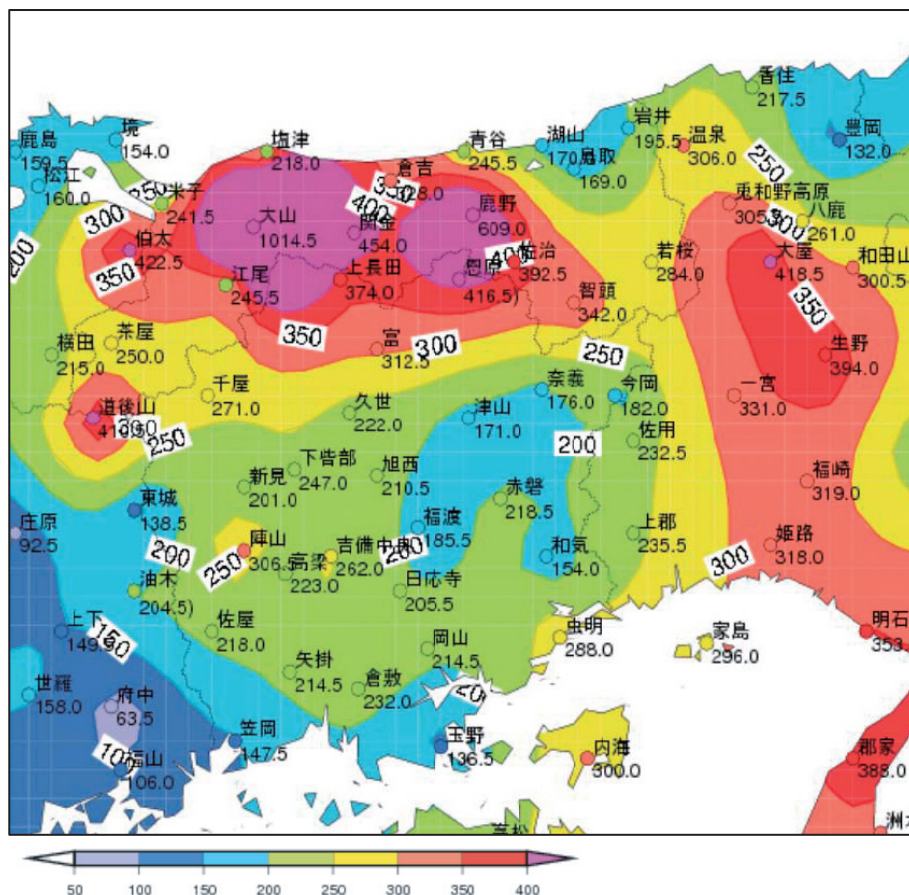


二級河川 笹ヶ瀬川（岡山市南区）

表-1 岡山県内の被害等

			計
人的被害	負傷者	人	5
	全壊	棟	2
住宅被害	半壊	棟	41
	一部損壊	棟	5
	床上浸水	棟	794
	床下浸水	棟	8,598
	計	棟	9,440
県管理道路 通行規制	路線数		97
	箇所数		163

会 員 だ よ り



岡山地方気象台アメダス降水量（9月1日13時～9月5日22時）

日降水量が年間1位を記録した地点（9/3）（観測開始10年以上の地点）

地点名	よみ	更新記録 (mm)	従来記録 (mm)	観測年月日	統計開始年
恩原	おんばら	266.0	229.0	1993.7	1981
久世	くせ	170.0	156.0	1998.10	1976
下皆部	しもあざえ	183.0	154.0	1988.6	1976
陣山	じんやま	249.5	123.0	1994.9	1976
高梁	たかはし	179.5	167.0	1976.9	1976
佐屋	さや	171.5	167.0	1984.7	1976
岡山	おかやま	187.0	177.4	1892.7	1891
倉敷	くらしき	183.5	128.0	1990.9	1976
矢掛	やかげ	174.5	135.0	1976.9	1976

(岡山地方気象台 HP)

5. 台風12号による被災状況

県内の台風12号による被害件数は、県296件、市町村301件の合計597件となりました。本県を台風が縦断したことから、全県下において非常に激しい雨が観測され、河川の増水による道路兼用護

岸の崩壊および道路法面の崩壊等が相次ぎました。このことから、道路の寸断が随所で発生し、孤立集落の解消に向けた応急工事に早急な対応が求められました。

会員だより

6. 主な被害箇所

台風12号の影響により、崩土や路肩崩壊・護岸崩壊等の数多くの被害が発生し、現場では交通規制や応急工事などの対応に追われました。

その主な被害箇所は下記のとおりで、特に④の(一)高梁川(新見市金屋地内)では、護岸崩壊により民家に影響が出る恐れがあったため、被災後、早急に応急工事を実施しました。

表-2 主な被災箇所

番号	被害箇所	位置	被災概要
①	国道313号	真庭市見尾	路肩崩壊 約L=20m
②	国道179号	鏡野町 上斎原	路肩崩壊 約L=60m
③	県道 北房川上線	新庄村 野土路	路肩崩壊 約L=40m
④	一級河川 高梁川	新見市金谷	護岸崩壊 約L=90m



被災状況写真③



被災状況写真④



被災状況写真①



被災状況写真②

7. 災害査定

台風12号に伴う全被災箇所の査定は、10月24日から28日に、水管理・国土保全局1班、整備局11班、事務班5班の計17班編成で行われました。

台風12号による被害は、全県下に拡がり件数も多く、厳しい査定行程ではありましたが、県事務所や市町村の協力のもと被災後2ヶ月以内に査定を実施し、無事、期間内に査定を終えることができました。

8. おわりに

「災害復旧」とは、所属部署の組織力(及び技術力・対処能力)や自分の能力が試される場であり、それまで培ってきた経験や知識が存分に発揮されることが最も重要だと私は思います。日ごろの維持管理から災害発生時の初動対応、復旧工法の

会員だより

選定から工事完了まで全体がうまく機能しなければ民生の安定につながりません。

そして、私（当班）の役目は、必要な費用負担が軽減される災害復旧制度において、県、市町村の管理者が国への申請から工事完了までを円滑に実施できるようお手伝いする「橋渡し役」だと考えています。

土木技術者として、「災害復旧は力の見せ所」という思いがあるので、今後とも諸先輩方を見習

い、技術力や経験を積み、後輩に慕ってもらえるような技術者になりたいと思っています。

最後になりましたが、国土交通省、財務省、関係市町村、応急工事関係者、測量設計コンサルタント等の関係者の皆様方には、限られた時間の中での確なご指導とご支援をいただきまして誠にありがとうございました。この場をお借りして改めて厚く御礼を申し上げます。

<巻末 参考資料>

●● 第6回B級ご当地グルメの祭典！B-1 グランプリ in 姫路（兵庫県） ●●



【ゴールドグランプリ】
ひるぜん焼そば（真庭市）



【シルバーグランプリ】
津山ホルモンうどん（津山市）

●● 岡山の主な観光地 ●●



←日本三名園
「岡山後楽園」（岡山市）



白壁の美しい町並み→
「倉敷美観地区」
（倉敷市）

防災課だより

人 事 異 動

〔水管理・国土保全局関係人事発令〕

△平成24年3月31日

【転出】

氏 名	新 所 属	備 考
西本 靖	辞職（岡山県）	防災課災害査定官
伊藤 栄	辞職（（独）水資源機構管理事業部管理課長補佐）	防災課長補佐
熊田 登宇	辞職（兵庫県）	防災課改良技術係長

△平成24年4月1日

須見徹太郎	関東地方整備局利根川上流河川事務所長	防災課災害対策室長（併）政策統括官
篠田 謙	国土交通大学校計画管理部管理科長	防災課長補佐
増村 哲郎	国土地理院総務部契約課契約係	国土地理院企画部企画調整課（併）防災課災害統計係
菊地 隆平	東北地方整備局新庄河川事務所経理課経理係長	東北地方整備局総務部人事課（併）水管理・国土保全局防災課予算係
桑原 誠	北海道開発局釧路建設部釧路河川事務所長	防災課災害査定官
山内 洋志	環境省自然環境局自然環境計画課長補佐	防災課企画専門官
宮川 康平	国土地理院測地観測センター地震調査官	防災課災害対策課長補佐
入船 修一	気象庁観測部観測課航空気象観測室調査官	防災課長補佐
井上 清敬	内閣官房官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付参事官補佐	防災課災害査定官
小田桐淳司	東北地方整備局仙台河川国道事務所工務第一課長	防災課審査係長
竹中 宏徳	近畿地方整備局福井河川国道事務所河川管理第一課長	防災課水防企画係長
山下 英夫	国土技術政策総合研究所道路研究部道路研究室研究官	防災課水防計画係長（併）国土技術政策総合研究所企画部国際研究推進室
白川 豪人	四国地方整備局香川河川国道事務所計画課長	防災課災害対策室地震防災係長
野村 英伸	九州地方整備局大隅河川国道事務所調査第二課砂防調査係長	防災課企画係
上林 新	都市局総務課調査係	下水道部下水道事業課予算係（併）防災課

【転入】

黒川純一良	防災課災害対策室長	辞職（（独）水資源機構本社経営企画部企画課長）
阿部 洋一	総務課専門調査官（併）防災課	辞職（阪神高速道路（株）東京事務所総務・渉外課長代理）
竹下 哲也	河川環境課河川保全企画室課長補佐（併）防災課	内閣府沖縄振興局参事官（振興第一担当）付専門官
甲斐 一洋	河川環境課水防企画室課長補佐（併）防災課	関東地方整備局道路部道路環境課企画専門官
岡崎 慎一	河川環境課水防企画室水防企画係長（併）防災課	近畿地方整備局河川部河川管理課河川管理係長
川原林雅志	防災課災害対策室管理係長	総合政策局公共事業企画調整課施行安全企画室業務係長
佐藤 七海	防災課法規係	道路局企画課調査統計係
山川 絵里	防災課予算係	大臣官房人事課企画第二係
津谷 知明	国土地理院企画部企画調整課（併）防災課災害統計係 <部外併任>	国土地理院総務部厚生課
西嶋 孝治	防災課災害査定官	近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所副所長
岡部 啓二	防災課災害査定官	北海道開発局留萌建設部技術管理係長
黒田 勇一	防災課災害査定官	北陸地方整備局利賀ダム工事事務所副所長
駒松 義昭	防災課災害査定官	辞職（宮崎県県土整備部技術企画課長補佐）
石関 隆幸	防災課災害対策室課長補佐	国土地理院基本図情報部地図情報技術開発室長補佐
畑井 言介	防災課基準第二係長	東北地方整備局河川部河川工事課海岸係長

小原 致	防災課改良技術係長	辞職（岐阜県国土整備部建設政策課技術主査）
猪熊 敬三	防災課災害対策室災害対策係長	四国地方整備局企画部防災課調整第一係長
梶谷 憲靖	防災課災害対策室	九州地方整備局河川部河川管理課維持修繕係

【局内異動】

明戸 邦浩	防災課長補佐	河川計画課長補佐
金子 実	河川環境課水防調整官（併）防災課	河川環境課長補佐
高岡 成圭	防災課災害対策室管理係	治水課予算第一係
山越 誠一	河川環境課付	防災課水防事務調整官
濱田 晋	治水課事業監理室管理係長	防災課災害調整係長
大庭 貴之	河川環境課水防企画室水防係長（併）防災課	防災課水防係長
岩崎 恭之	防災課付	防災課災害対策室管理係長
斎藤佳代子	総務課審査係主任	防災課法規係主任
川上 貴行	河川環境課水防企画室水防係（併）防災課	防災課水防係
櫻庭 聡隆	河川計画課総務係	防災課災害対策室管理係
新井田 浩	河川環境課水防企画官（併）防災課	防災課水防企画官（併）防災課災害査定官
鈴木 和弘	保全課長補佐	防災課災害査定官
福留 章博	防災課改良計画係長	防災課基準第二係長
平館 淳一	防災課審査係長	防災課改良計画係長
中島 康博	防災課災害対策室地震防災係長	防災課災害対策室災害対策係長
西 真由	防災課災害調整係長	砂防部保全課海岸室経理係長

△平成24年 4 月 6 日

中村 圭吾	国土技術政策総合研究所環境研究部河川環境研究室主任研究官（併）水管理・国土保全局河川計画課	防災課災害対策室課長補佐（併）河川計画課河川情報企画室
安部 友則	防災課災害分析官	大臣官房付（（独）土木研究所つくば中央研究所水工研究グループ長）
水落 雅彦	防災課業務継続計画評価分析官	四国地方整備局用地部長
新井田 浩	防災課災害対策調整官	河川環境課水防企画官（併）防災課
竹下 哲也	河川環境課水防企画室企画専門官（併）防災課	河川環境課河川保全企画室課長補佐（併）防災課
丸下 淳一	防災課基準係長	防災課基準第一係長
畑井 言介	防災課災害対策室防災企画係長	防災課基準第二係長

協会だより

平成24年度 災害復旧実務講習会開催要領

1. 開催日 平成24年5月17日(木)～18日(金)
2. 会場 砂防会館別館1階
(シェーンバツハ・サポー)
東京都千代田区平河町2-7-4
TEL: 03 (3261) 8386
3. 講義内容 別紙日程表(案)のとおり
4. 受講者数 500名程度(定員に達し次第締め切らせて頂きます。)
5. 申込締切 平成24年5月1日(火)(申込手続きはお早めをお願い致します。)
6. 受講費 ①1人7,000円
及 び (テキスト4,000円、受講費
振込方法 3,000円)
②「受講票」送付の際に【請求書】
を同封致します。
注1) 官公庁・賛助会員の方は、
講習会後お振込下さい。
注2) その他民間の方は、講習会
前日までにお振込下さい。

みずほ銀行	新橋支店
普通預金	口座番号: 1412439
	口座名: 社団法人 全国防災協会

7. 申込方法 別添申込用紙に必要事項を記入の上、当協会あて郵送、FAX又はメール等でお申込み下さい。
なお、各都道府県の部署毎や市町村単独でのお申し込みも可能です。
また、申込書等については、当協会ホームページでもご紹介しております。
当協会ホームページ：
<http://www.zenkokubousai.or.jp>
8. 申込先 社団法人 全国防災協会
〒103-0011
東京都中央区日本橋大伝馬町3-11
パインランド日本橋ビル5F

TEL: 03-6661-9730

FAX: 03-6661-9733

Eメール:

zenkokubousai@pop02.odn.ne.jp

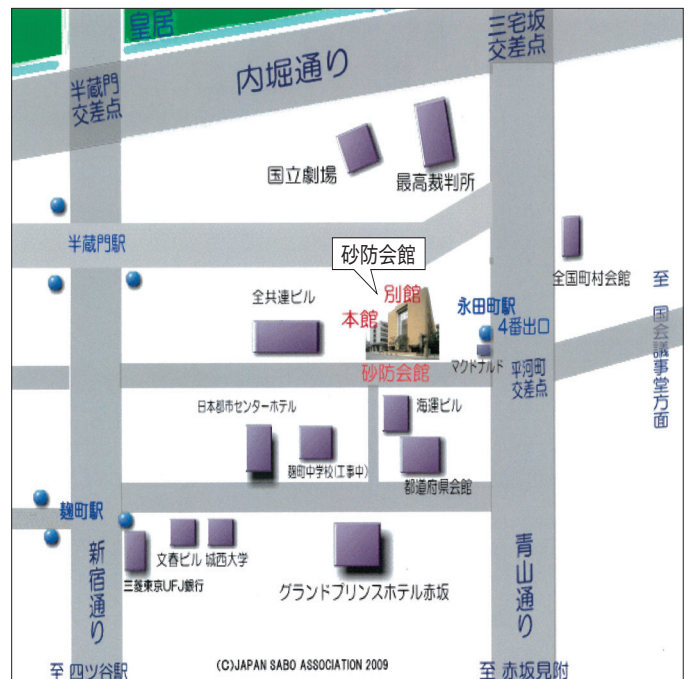
9. 受講票等 お申込があり次第、「受講票」をお取りまとめのご担当者様に一括送付致しますので、参加される方にお渡し下さい。

ご要望があれば、箇所別に送付します。

当日は「受講票」を忘れずに持参し、会場受付に提示して下さい。

10. CPD認定 本講習会は建設コンサルタンツ協会のCPDプログラムとして認定されております。

11. その他 ① お申し込み頂いた受講者と、当日受講者が変更となっても差し支えありません。
② 講師の都合で日程等の一部変更もあり得ますので、ご了承下さい。



平成24年度 災害復旧実務講習会日程 (案)

於：東京都千代田区 砂防会館 (シェーンバッハ・サボウ)

月 日	時 間	講 義 題 名	講 師 名
(第 1 日目) 5 月 17 日(木)	12 : 00～13 : 00	受 付	
	13 : 00	開 講	(社)全国防災協会 事務局長 加 藤 浩 己
	13 : 00～13 : 05	主催者挨拶	(社)全国防災協会 副会長 佐々木 賢 一
	13 : 05～13 : 20	来賓挨拶	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課長 野 田 徹
	13 : 20～14 : 20	最近の自然災害と防災上の課題と対応について	国土交通省 水管理・国土保全局 災害対策調整官 新井田 浩
	14 : 20～15 : 20	災害事務の取扱いについて	国土交通省 水管理・国土保全局 専門調査官 阿 部 洋 一
	15 : 20～15 : 30	休 憩	
	15 : 30～17 : 00	災害採択の基本原則について	国土交通省 水管理・国土保全局 総括災害査定官 高 橋 洋 一
(第 2 日目) 5 月 18 日(金)	9 : 30～10 : 00	受 付	
	10 : 00～12 : 00	①災害復旧における環境への取組について ②災害復旧事業の技術上の実務について ③改良復旧事業の取扱いと事業計画策定について	国土交通省 水管理・国土保全局 課長補佐 木 村 秀 治
	12 : 00～13 : 00	昼 食・休 憩	
	13 : 00～13 : 30	平成23年発生災害復旧事業の紹介 (平成23年7月新潟・福島豪雨に伴う改良復旧事業について)	新潟県土木部河川管理課 主任 西 田 剛 仁
	13 : 30～14 : 00	平成23年発生災害復旧事業の紹介 (台風第12号に伴う土砂災害等について)	奈良県土木部砂防課 主査 山 上 悟
	14 : 00～14 : 30	平成23年発生災害復旧事業の紹介 (東日本大震災に伴う下水道施設の災害等について)	仙台市建設局下水道計画課 調整係長 大 坪 昭 彦
	14 : 30～14 : 40	休 憩	
	14 : 40～16 : 00	①災害査定の留意点について ②平成23年発生災害採択事例について	国土交通省 水管理・国土保全局 災害査定官 川 端 道 雄
	閉 講		

(注) 講義内容及び講師については、4月現在の(案)であり、変更される場合もあり得ますので、念のため申し添えます。

図書ご案内

平成20年5月発行

写真と映像で学べる DVD ビデオ付 『水防工法の基礎知識』

A4判 83頁 カラー印刷 頒価2,800円(消費税込み) 送料協会負担

突然洪水などが起きた時、人命や財産を守るため、その地域に住んでいる人々が被害を最小限に食い止めようとすることを水防活動といいます。状況に応じて、最適な水防工法を実施します。

本書では、水防に欠かせない『ロープワーク』『準備工』『水防工法』の基礎に加え、『水防技術の応用』や『くらしへの応用』など、一般・家庭にも役立つ技術を紹介しています。さらに、本書の内容をそのまま映像化したビデオ（DVD）も添付いたしました。水防工法の習得・研鑽に最適な教材と確信しております。

水防工法の基礎知識内容案内

ロープワーク

本結び（ほんむすび）
舟結び（ふなむすび）
“の”字結び（ののじむすび）
疣結び（いぼむすび）
髪括し（かみくくし）
鯛結び（いわしむすび）
舳い結び（もやいむすび）

準備工

土嚢作り（どのうづくり）
竹尖げ（たけとげ）
杭拵え（くいごしらえ）

水防工法

木流し工（竹流し工）
シート張り工
水防マット工
折り返し工
五徳縫い工（ごとくぬい工）
籠止め工（かごどめ工）
月の輪工
釜段工（かまだん工）
積土のう工（つみどのう工）
改良積土のう工

水防技術の応用

避難ロープ
救命、救助ロープ
簡易水防工法

くらしへの応用

荷づくり
古新聞の結束
家庭菜園での結び
垣根結び
レジャーテントの張り綱
野外テントの重し結び
物干し用張り綱
長尺物結び、バケツ吊り
トラック結び
舟、ボートの係留

〈資料〉

河川における防災用語
水防用語
水防工法一覧表

詳細については、(社)全国防災協会ホームページの出版図書案内をご参照下さい。

平成23年 発生主要異常気象別被害報告

平成24年 2月29日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他の		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道	<1>	<200,000>															<1>	<200,000>
青森	1	200,000															1	200,000
岩手																		
宮城																		
秋田																		
山形															1	50,000	1	50,000
福島																		
茨城																		
栃木																		
群馬																		
埼玉																		
千葉																		
東京																		
神奈川																		
新潟	5	650,000															5	650,000
富山																		
石川	2	580,000			1	50,000											3	630,000
福井																		
山梨																		
長野																		
岐阜																		
静岡			4	100,000													4	100,000
愛知																		
三重			2	70,000													2	70,000
滋賀								1	30,000								1	30,000
京都																		
大阪																		
兵庫																		
奈良																		
和歌山			5	80,000	8	1,942,000											13	2,022,000
鳥取																		
島根																		
岡山																		
広島																		
山口					1	110,000											1	110,000
徳島																		
香川																		
愛媛																		
高知																		
福岡																		
佐賀																		
長崎					1	80,000											1	80,000
熊本																		
大分																		
宮崎																		
鹿児島																		
沖縄																		
札幌																		
仙台																		
さいたま																		
千葉																		
横浜																		
川崎																		
相模原																		
新潟																		
静岡																		
浜松																		
名古屋																		
京都																		
大阪																		
堺																		
神戸																		
岡山																		
広島																		
九州																		
福岡																		
補助計	<1>	<200,000>															<1>	<200,000>
直轄計	8	1,430,000	11	250,000	11	2,182,000	1	30,000						1	50,000	32	3,942,000	
合計	8	1,430,000	11	250,000	11	2,182,000	1	30,000						1	50,000	32	3,942,000	

※上段 () 内書きは、下水道・公園分、< >内書きは港湾・港湾に係る海岸分である。

